

一関市地域おこし事業費補助金

平成30年度 応募団体募集 ご案内 & 申請書

☆申請書の提出をお願いします！
☆公開プレゼンテーション・審査会を行います。

みなさんの力で魅力的なまちに！

一関市地域おこし事業費補助金は、活力ある地域づくりのため、市内の団体が自主的に取り組む先導的な事業を行う場合に要する経費に対して補助するものです。

- 募集期間 平成30年4月2日（月）～平成30年4月6日（金）

募集にあたり、下記の日程で事前の相談をお受けいたします。申請する団体は、事前にご連絡のうえ、必ず相談日にお越し願います。

- ⇒ 相談日：平成30年3月16日（金）～平成30年3月30日（金）
- ⇒ 相談窓口：本庁まちづくり推進課又は支所地域振興課

- 公開プレゼンテーション・審査会

- ⇒ 日時：平成30年4月22日（日）午前9時45分～
- ⇒ 場所：一関市役所2階大会議室

- ※ 新規事業団体は、必ず公開プレゼンテーションに参加していただきます。
- ※ 申請団体が少数の場合は、日程変更する場合があります。

1 応募資格

次に該当する団体が応募できます。

- 10名以上の一関市民（おおむね中学生以上）により構成された民間団体
※民間団体には、NPO法人、認可地縁団体も含まれますが、自治会組織は除きます。

地域おこし事業とは

自立に向けた活力ある地域づくりを推進するため、人材おこしや産業おこしなど、地域や民間が取り組む先導的な事業（施設の整備等を除く）をいいます。

また、地域おこし事業費補助金の対象事業については、次のとおりです。



2 対象事業

民間団体の皆さんが実施するソフト事業で、次に掲げる先導的な取り組みに対して支援します。

- 市民の一体感を醸成する事業
- 人材の育成等に資する事業
- 産業の振興、起業の創出等に資する事業
- その他、活力ある地域づくりに資する事業

※ 同じ目的で行う事業については、3カ年度継続して応募することができますが、3カ年度の事業実施を保証するものではありません。

※ 他の助成制度などと重複して補助を受けることはできません。

3 補助対象期間と補助金の額

対象となる事業の期間	補助決定の日から平成31年3月までに実施される事業
補助金の額	対象経費の2/3（60万円を限度とする。） ※ ただし、予算の範囲内で、限度額を調整する場合があります。

4 対象となる経費・ならない経費

(1) 対象となる経費

- ・ 補助対象事業を実施するために直接必要となる経費を対象とします。

(例)

報償費	外部講師・指導者への謝礼金など
旅費	外部講師・指導者への交通費、調査に係る交通費など
印刷製本費	パンフレット・ポスター等の印刷代、資料のコピー代など
消耗品費	資料・チラシ・ポスターなどの用紙代、DVD、電池、材料費など (短期間または一度の使用で消費されるもの)
食糧費	労務作業の際の飲み物、研修講師の飲み物など
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料、バス借り上げ料など
通信費	募集案内などの送料、会場までの備品等の宅配代など
保険料	事業参加者の保険料など

※備品購入費（数年にわたり使用できる物品）やその他の経費については個別に審査します。

(2) 対象とならない経費の例

- 団体の事務所等を維持するための経費 ⇒ (例) 事務所の家賃・光熱水費
- 団体の経常的な活動に要する経費
⇒ (例) 上部団体への会費、事務所までの交通費、補助対象事業以外の募集案内、団体のパンフレットなどの紙代、印刷代
- 団体の構成員による会合の飲食代 ⇒ (例) 会議の茶菓代、食事代
- 団体の構成員に対する人件費や謝礼 ⇒ (例) 事務員の人件費、構成員への謝礼

5 応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、平成30年4月2日(月)から平成30年4月6日(金)までに一関市まちづくり推進課又は各支所地域振興課へ必ず持参し、書類審査を受けて応募してください。(※郵送による応募は、受け付けません。)

- ① 地域おこし事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号の1)
- ④ 団体の規約
- ⑤ 役員名簿又は団体構成員名簿
- ⑥ その他特に必要と認められる書類

ひとつひとつの経費が高額(概ね5万円を超える)な場合には、できる限り「見積書の写し」等を添付してください。

6 審査方法

(1) 書類審査及び公開プレゼンテーションにより審査します。

- ① 書類審査
応募書類について、7の「審査基準」第1条件を満たしているか否かを審査します。
- ② 公開プレゼンテーション・審査会
公開プレゼンテーション後、審査員の合議制により、7の「審査基準」第2条件を満たしているか否かを審査します。
(日時) 平成30年4月22日(日) 9時45分～16時(予定)
(場所) 一関市役所2階大会議室(日程、場所を変更する場合があります。)

★ 「公開プレゼンテーション」は、事業内容を広くPRできるほか、他の団体の取組みを知ることができる良い機会でもあります。

また、どなたでもご覧いただけますので、お友達などをお誘いください。
多くの方のご参加をお待ちしています。

(2) 審査結果は、審査会の意見等を参酌して市長が決定します。

7 審査基準及び審査結果の公表など

(1) 審査基準

審査基準は、次のとおりです。



◇第1条件

区分	説明
地域おこし事業として市民に受け入れられる事業	<ul style="list-style-type: none">地域おこし事業の趣旨に合致していると広く市民の理解が得られる事業であること。事業開催の時間帯、参加者、実施方法など理解を得られる範囲にあること。個人の営利を目的にしたものではないこと。
自発的活性化など、地域おこし事業の趣旨に沿った事業	<ul style="list-style-type: none">自発的に計画した事業であること。一関市の活性化を目指したものであること。
目的が達成され効果が見込める事業	<ul style="list-style-type: none">現状に照らして、目的とする状態に近づけることができる事業であること。
申請者の意気込みを感じる事業	<ul style="list-style-type: none">出資金額、参加者数、費やす時間数など、意気込みを感じること。
将来的に全域に波及効果が見込める事業	<ul style="list-style-type: none">補助金がなくても継続することができる事業であること。全域に広がる可能性が高い事業であること。

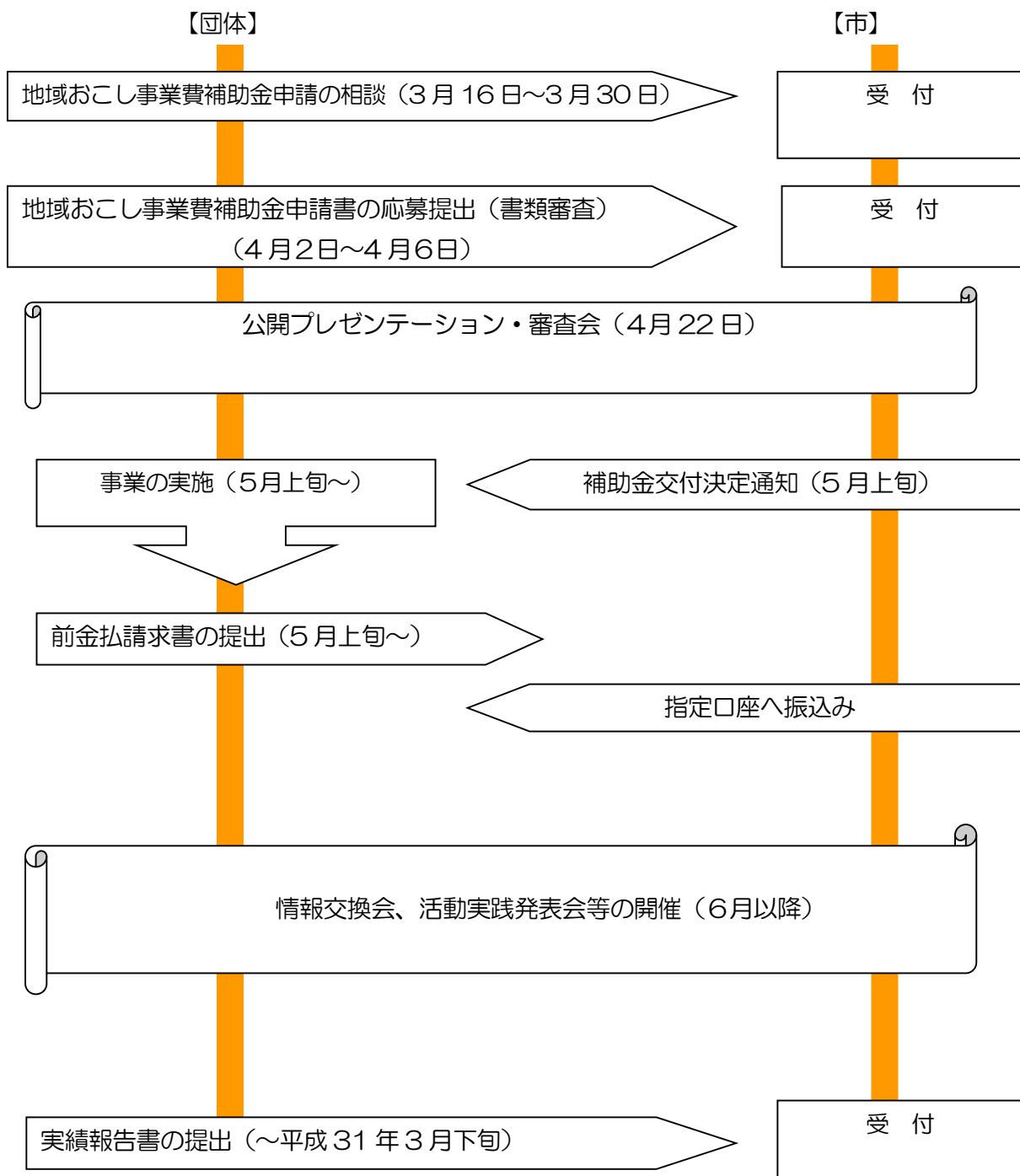
◇第2条件

区分	説明
申請者自らが発案し実施する事業	<ul style="list-style-type: none">既存事業をまねたものではなく、独自性の強い事業であること。
先導的で斬新性のある事業	<ul style="list-style-type: none">斬新なインパクトのある事業で、他の団体の見本となるような事業であること。
新規の事業又は継続することによって効果が高い事業	<ul style="list-style-type: none">目的を達成するために新たに計画した特徴的な事業を優先していること。
一体感醸成、人材育成、産業振興の事業	<ul style="list-style-type: none">目的が、①一体感 ②人材育成 ③産業の振興 ④起業の創出 のいずれかで、地域おこし事業の目的を明確にしていること。
交流人口の増加が見込める事業	<ul style="list-style-type: none">事業を実施することにより、一関市を訪れたいと思われるような事業であること。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、応募団体にお知らせします。

8 補助金に関する事務の流れ（予定）



9 ご相談・お問い合わせ

地域おこし事業に関するご不明な点は、まちづくり推進課又は支所地域振興課までお気軽にご相談・お問い合わせください。

なお、お越しになる場合には、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

一関市まちづくり推進部まちづくり推進課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

電話：0191-21-8671 FAX：0191-21-2164

E-mail machi@city.ichinoseki.iwate.jp

花泉支所地域振興課	電話82-2212
大東支所地域振興課	電話72-4073
千厩支所地域振興課	電話53-3904
東山支所地域振興課	電話47-2113
室根支所地域振興課	電話64-3802
川崎支所地域振興課	電話43-2111 (代表)
藤沢支所地域振興課	電話63-2111 (代表)